

り災証明書の判定内容や世帯員数、その後の再建方法などによって支給額は異なります。また、基礎分と加算分との二段階に分けて支給されることとなります。

申請期限は、基礎支援金が平成30年5月13日(日)まで(当初から延長されました)、加算支援金が平成31年5月13日(月)までとなっています。また、申請は世帯ごとに行う必要があります。同居でも別世帯の場合は、世帯ごとの申請手続きをお願いします。

【問い合わせ】役場 福祉課 ☎096-293-3510

県義援金について

熊本地震の被害に対し、日本赤十字社や共同募金会、熊本県に集まった義援金が次のとおり配分されます。(配分基準は県の配分委員会で決定。)

- 人的被害(1人あたり配分額)
 - ・死亡者: 100万円
 - ・重傷者: 10万円
- 住家被害(1世帯あたり配分額)
 - ・全壊: 80万円
 - ・半壊: 40万円(大規模半壊含)
 - ・一部損壊: 10万円 **拡充**

※一部損壊世帯の義援金については、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯が対象で、修理の対象範囲や必要書類など、別に要件があるのでご注意ください。

※半壊以上で既に申請をしている場合は、新たな申請は必要ありません。

※申請期限は、平成29年1月16日(月)から平成30年3月末までの予定です。

【問い合わせ】役場 福祉課 ☎096-293-3510

町義援金について **新規**

熊本地震の被害に対し、大津町に集まった義援金を次のとおり配分します。

- 人的被害(1人あたり配分額)
 - ・死亡者: 5万円
 - ・重傷者: 1万円
- 住家被害(1世帯あたり配分額)
 - ・全壊: 4万円
 - ・大規模半壊: 3万円
 - ・半壊、一部損壊: 1万円

※一部損壊世帯の義援金については、被災住宅の修理費用に100万円以上支出した世帯が対象で、修理の対象範囲や必要書類など、別に要件があるのでご注意ください。

※一部損壊で修理費用が10万円以上100万円未満の人についても、町の独自支援を設けました。詳しくはP.1をご確認ください。

※半壊以上で既に県の義援金の申請をしている場合は、新たな申請は必要ありません。

※申請期限は、平成29年1月16日(月)から平成30年3月末までの予定です。

【問い合わせ】役場 福祉課 ☎096-293-3510

住宅損壊見舞金について

熊本地震で、全壊または大規模半壊の判定を受けた世帯に対し、日本財団から住宅損壊見舞金が一世帯あたり20万円支給されます。申請に必要な書類は災証明書交付時に福祉課でお渡ししますので、日本財団へ直接郵送で申請してください。同居の別世帯の場合、世帯ごとの申請が必要です。なお、申請期限は平成29年3月31日までです。

【問い合わせ】日本財団災害復興支援センター熊本本部 ☎070-3623-9611